

(公印省略)
令和2年5月22日

保護者様

館林市教育委員会
教育長 小野 定
(学校教育課)

「スタディサプリ」利用に伴う通信機器購入費の補助について（通知）

日頃より、保護者の皆様には本市の教育にご理解・ご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルス感染防止のための学校臨時休業措置により、最も懸念される学習の遅れへの対応、また学力の保障といった観点から、館林市ではオンライン学習サービス「スタディサプリ」を5月より導入したところです。

そこで、この「スタディサプリ」を、より多くの児童生徒に効果的に利用いただけるよう、タブレット端末等の通信機器購入費に対し、補助を行うこととなりました。

つきましては、下記の内容等をご確認のうえ、必要に応じてご利用くださるようお知らせします。

記

1 補助の内容

市内の小中学校に通学する小学4年から中学3年までの児童生徒のうち、自宅にインターネット環境がない、または児童生徒が優先的に利用することのできる通信機器がない家庭においてタブレット端末等を購入する場合、その費用の一部を補助します。

2 対象となる機器

パソコンやタブレット等の、独立してインターネットに接続できる機能を有する通信機器

3 補助額

購入額（税込）の1/2（上限10,000円）

※上記1/2した額が上限に満たない場合、千円未満の端数は切り捨て。

4 補助金の申請

館林市公式ホームページに掲載の交付申請書に記入のうえ、購入したことのわかる領収書の写しを添付してください。（申請は子ども1人につき1回限り） ※郵送可

5 補助対象となる購入期限

令和2年5月1日から令和2年9月30日購入分まで（申請は令和2年12月25日まで）

6 その他

不明な点は、学校教育課学事係（TEL. 72-4111・内線 221, 222）までお問い合わせください。